

令和3年度入札・契約制度の改正及び運用見直しについて

1 週休2日制の導入に向けた取組（モデル実施の拡大）

週2日の現場閉所の本格実施に向けたモデル工事について、令和2年度はA1等級（1億円以上）で3件実施しましたが、令和3年度はA1等級で8件に拡大します（令和2年度と同様、発注方式は発注者指定方式とし、週休2日の達成状況に応じて経費補正を実施します。）。

2 参加停止措置等の見直し

- (1) 独占禁止法の一部改正により課徴金の減免制度が見直されたことに伴い、課徴金の納付を命じないこととされ、又は課徴金の額を減額された場合の参加停止期間の特例を見直します。
- (2) 落札決定済みで契約締結前の案件の落札者となっている事業者が参加停止措置を受けた場合の取扱いについて、落札決定済みの案件について契約を締結しないこととする基準を見直します。

3 入札参加者事前公表としていた案件の取扱い変更

競争性の確保や入札期間短縮による効率化を図るため、これまで入札参加者を事前公表としていた政府調達に関する協定（WTO）、共同企業体方式及び総合評価方式を適用する案件について、事後公表に改めます。

(1) WTO案件

これまで事前公表していた入札参加者情報を事後公表化（入札方式は、これまでどおり、入札参加資格を事前に確認する一般競争入札で実施）

(2) 共同企業体方式又は総合評価方式を適用する案件

これまでの一般競争入札（事前確認型）から、開札後に落札候補者の入札参加資格を確認する事後確認型一般競争入札に移行

4 水道事業の請負代金内訳書への法定福利費明示

事業者が契約後に工事担当課に提出する請負代金内訳書への法定福利費（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の事業者負担分）の明示について、これまで適用外としていた水道事業についても適用することとします。

5 積算内訳書の公開時期について

積算内訳書の公表時期を、落札決定後から契約締結後に変更します。

6 労働関係法令遵守状況報告書の電子届出について

予定価格 5 千万円超の工事及び工事に類する業務委託契約等で提出が必要となる労働関係法令遵守状況報告書について、インターネット上からも提出することができる仕組みを導入します（引き続き、紙ベースでの提出も可能。）。

7 見積書の押印省略について

担当者氏名及び連絡先が明記された見積書については、押印を省略できることとします。その場合、事業者の意思に沿って作成されていることを別途確認いたします（詳細は当局ホームページ内の令和 3 年 3 月 2 4 日付け通知「見積書等の押印を省略可能とする運用について」を御覧ください。）。

8 実施時期

上記 1 及び 3 ～ 5 は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。
上記 2 は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。
上記 6 は、令和 3 年 4 月 1 日から御利用いただけます。
上記 7 は、令和 3 年 4 月 1 日以降に提出される見積書から適用します。

参考 1 参加停止措置の見直し（概要）

1 課徴金の納付を命じないこととされ、又は課徴金の額を減額された場合の参加停止期間の特例

現行		改正後		
課徴金納付命令なし	参加停止措置なし	課徴金納付命令なし	排除措置命令及び告発・逮捕・公訴提起なし	参加停止措置なし
			排除措置命令が出され、又は告発・逮捕・公訴提起されたとき	参加停止期間 5 0 %減
課徴金が 5 0 %減免されたとき	参加停止期間 5 0 %減	課徴金が減免されたとき		
課徴金が 3 0 %減免されたとき	参加停止期間 3 0 %減			

2 契約を締結しないこととする基準

参加停止期間		
1 箇月	2 箇月	3 箇月以上
影響なし	(現 行) 契約不締結 ↓ (改正後) 影響なし	契約不締結

参考 2 舗装種目における等級格付導入の検討

近年の登録業者数の急増などを踏まえ、舗装種目における等級格付の導入を検討します。